

平成29年度 第1回 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会
議事録

1 開催日時 平成29年5月29日(月) 13:30~15:00

2 開催場所 宇和島市役所6階 602会議室

3 出席者

(1) 委員

宇和島市産業経済部 部長 上田 益也

宇和島市民環境部 部長 山田 喜昭

宇和島市産業経済部農林課 課長 和田 恵朗

宇和島市民環境部生活環境課 課長 黒田 和哉

宇和島市津島支所 支所長 山田 隆

宇和島市農業委員会事務局 事務局長 梶原 忠

株式会社大矢根利器製作所 総務部 次長 後藤 正樹

カセイ物産株式会社 国内事業部 部長 劉 冰 (代理 管理部 田所 弘美)

株式会社ガイアパワー 執行役員 陶久 晴岳

JR東日本エネルギー開発株式会社 取締役事業開発部長 青木 隆昌

(代理 代表取締役副社長 大谷 明)

えひめ南農業協同組合 総務部総務課 課長補佐 篠塚 智

津島町土地改良区 理事長 泉 雄二

岩松水利組合 組合長 坂本 順作

白崎水利組合 組合長 山口 正司

寿町(水利組合) 代表 泉 定男

天王堰水利組合 組合長 内山 均

吉井堰水利組合 組合長 池田 定彦

農事組合法人増穂生産組合 代表理事 谷脇 新男

南予森林組合 参事 堀田 恵司

畠地財産区管理会 会長 山中 均

寿町自治会 代表 泉 富樹

芳原自治会 自治会長 伊井 貞

御檜地区自治会 代表 永楽 久喜

上檜地区自治会 代表 亀岡 剛

(2) オブザーバー

中四国農政局経営・事業支援部食品企業課 課長補佐 山田 勝好

中四国農政局経営・事業支援部食品企業課 再生可能エネルギー推進係長 森田 真寿美

愛媛県南予地方局産業経済部産業振興課 専門員 猿屋 邦夫

愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 専門員 岡田 恭一

(3) 事務局

宇和島市市民環境部生活環境課再生エネルギー対策室 室長 土居 友治
担当係長 松本 浩二

(4) 関係者

株式会社藤田商店 執行役員開発部長 木村 清隆
株式会社ガイアパワー 開発営業部長 静 秀彰
株式会社ガイアパワー 兼子 樹伸
株式会社ガイアパワー 松本 聖史
J R 東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部 マネージャー 斎木 雄一

4 議事次第

- (1) 副会長選任
- (2) 農山漁村再生可能エネルギー法及び、協議会設置要綱の概要について
- (3) 太陽光発電の事業実施状況について
- (4) 基本計画作成に関する提案書について
- (5) 専門的に検討する組織の設置について
- (6) 今後のスケジュール

5 配布資料

- 資料1 協議会設置要綱
資料2 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会委員名簿
資料3 農山漁村再生可能エネルギー法について
資料4 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画
資料5 基本計画作成に関する提案書
資料6 太陽光発電所現状説明(株式会社大矢根利器製作所・カセイ物産株式会社)各1部
資料7 横川正木ウインドファーム事業計画について
(株式会社ガイアパワー・J R 東日本エネルギー開発株式会社)

6 議事

1 開会

事務局 開会を宣言。
本日、小林輝彦委員、是澤輝夫委員、酒井優人委員の3名が欠席であるが、要綱第7条第1項により、委員の過半数の出席を充足し、協議会の開催が成立することを報告する。
新規委員の委嘱状について説明を行う。任期は平成30年3月31日までとする。
事務局より、出席者の紹介を行う。【資料2】
(協議会委員・オブザーバー・事務局・関係者)

2 あいさつ

泉会長 泉雄二会長よりあいさつ。(以後会長が議事進行を務める。)

3 協議事項

(1) 副会長選任

泉会長 副会長選任について、事務局から説明を求める。

事務局 藤田副会長の人事異動により副会長に欠員が生じている。設置要綱第4条第3項により、副会長は会長が指名することとなっている。

泉会長 市民環境部 部長 山田喜昭委員を副会長に指名する。

全委員 異議なし。

山田副会長 就任あいさつ。

(2) 農山漁村再生可能エネルギー法及び協議会設置要綱の概要について

【資料3・1】

泉会長 農山漁村再生可能エネルギー法及び設置要綱の概要について、事務局に説明を求める。

事務局 事務局より、法制度の概要や協議会の位置づけ及び、協議会設置要綱概要について説明。

泉会長 質問・意見はないか。

全委員 (質問・意見なし)

(3) 太陽光発電の事業実施状況について

泉会長 太陽光発電の事業実施状況について、事務局から説明を求める。

事務局 カセイ物産株式会社及び株式会社大矢根利器製作所より、それぞれの発電所設備整備について実施状況の説明を行い、各々の説明後に各委員から意見、要望等を受け協議により、合意を得たい。

大矢根利器製作所 津島町増穂における発電設備の概要、農林漁業の健全な発展に資する取組、除草等の契約、非常用発電設備、現在の状況写真、今後の予定について説明。

後藤委員

泉会長	今の大矢根利器製作所 後藤委員の説明について、意見、質問等はないか。
内山委員	大きな石が、未搬出とのことであるが、石はフェンスの内側か外側か。
泉会長	後藤委員、回答を求める。
後藤委員	外側にある。速やかに撤去を行う予定である。
泉会長	他にないか。
全委員	(意見なし)
泉会長	続いて、カセイ物産 田所代理委員に説明を求める。
カセイ物産 田所代理委員	津島町岩松寿町における発電設備の概要、農林漁業の健全な発展に資する取組、除草等の契約、非常用発電設備、現在の状況写真、今後の予定について説明。
泉会長	今のカセイ物産 田所代理委員の説明について質問であるが、防草マットの施工はどうなっているのか。
藤田商店 木村	発言の許可を求める。 この敷地は遊水地であり、洪水等が起きた場合、水が引くのを妨げないように、施工していない。
事務局	設備整備計画では設置することになっている。計画の変更とするのかどうかの協議が必要となる。 また、当初の予定より工期がかなり遅れている。その説明も必要ではないか。 非常用電源は、住民に対する設備であり、後回しにするものではないのではないか。
藤田商店 木村	発言の許可を求める。 非常用電源設備については、他に設置している場所が少なく、また当社の都合であるが、3月年度末が多忙であり、設置が遅れてしまった。お詫びして、速やかに設置を行いたい。設置場所は、キュービクル横に予定している。また、住民が自由に使用できるように、施錠はしない予定である。電源はコンセント型になっており、携帯電話等の充電への利用等を考えている。

泉会長	設備全てが出来て初めて完成と言える。売電を先回しにしているのは、順序が違うのではないか。 地元代表の委員からは、意見はないか。 事務局に質問だが、軽微な変更とするのか。
事務局	変更とするのかどうか、検討をする。
藤田商店 木村	発言の許可を求める。 防草マットの施工により、水が地面に染み込まなくなることが、問題と考えてしまった。シートを施工する方がよければ、施工整備する。
泉会長	自分は地元でもあるので、現地をよく知っている。 シートの要不要について、地元代表委員から意見等はないか。
地元委員	(意見なし)
泉会長	他に意見、質問等はないか。
谷脇委員	増穂の除草契約は、いつ頃になる予定か。
藤田商店 木村	発言の許可を求める。 6月30日までに契約予定である。 現地の草の生え方、作業量については理解している。農作業の繁忙期に当たらないように、地元の方々と協議を行いたい。
谷脇委員	契約については、事務局が窓口となるのか。
事務局	関係者間で、ご協議、ご契約を願いたい。
泉会長	他に、質問、意見はないか。
全委員	(意見なし)
	(4) 基本計画作成に関する提案書について 【資料5】
事務局	平成29年4月13日付けで提出のあった「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー基本計画の作成に関する提案書」について、概要を事業者から説明を行う。
ガイアパワー	「横川正木ウインドファーム事業計画について」説明を行う。

陶久委員	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要について ・事業概要について ・風車配置計画（案）について ・民家との距離について ・撤去と原状回復の方法について ・設備認定と系統連系について ・事業費と売上高見込について ・工程表（案）について ・地元貢献策（案）について
泉会長	今の説明について、意見、質問等はないか。
坂本委員	4ページ目の風力発電機（新）・（旧）とは何か。
ガイアパワー 陶久委員	<p>当初、風車は10基を計画していたが、予定していた風車機器が製造中止となったことにより、計画が変更となった。</p> <p>また、地元住民の意見により、景観等に配慮し、地元地区から極力風車が見えないように、10基を8基に減じ配置を再考慮した。</p> <p>それにより、全体的に東側に位置をずらした。よって、（旧）が当初予定位 置で、（新）が現在案である。</p>
泉会長	他に意見等はないか。
全委員	（意見なし）
泉会長	<p>それでは、事業者の説明についてはよろしいか。詳細については、今後 の協議会内で行うこととする。</p> <p>事務局、つぎの説明を求める。</p>
<p>(5) 専門的に検討する組織の設置について</p>	
事務局	<p>事務局からの提案である。</p> <p>昨年度、太陽光発電2件の提案を協議するために本協議会を設置した。 今年度、風力発電事業を協議するため、7名の委員を増員し、計27名となっている。</p> <p>太陽光発電と風力発電では関係者が異なるため、設置要綱第2条第3項により、風力発電事業を専門的に検討する組織「風力発電部会」を設置したい。</p> <p>風力発電部会で協議した結果を、最終的にこの全体協議会で了承を得る事としたい。</p>

	質疑を受け、承諾を得たい。
泉会長	事務局案が提出されたが、風力発電部会を設置することでよいか。
全委員	異議なし
泉会長	最後に、今後のスケジュールについて、事務局から説明を求める。
	(6) 今後のスケジュールについて
事務局	今後については、「風力発電部会」で協議を進め、まとまった協議案をこの全体会で承認を得ることとしたい。 次回の風力発電部会においては、今回の提案に対する関係者の意見、要望を基に協議を進めたいと考えている。
泉会長	スケジュールについては、よろしいか。
全委員	(意見なし)
	4 その他
泉会長	その他について、何か意見等ないか。
事務局	協議会委員謝礼金にかかる、債権者登録と口座変更希望がある場合について説明。
中国四国農政 局 山田課長 補佐	本日は、当協議会に参加させていただきを言う。今後ともよろしくお願いしたい。
	5 閉会
事務局	閉会を宣言。